

別紙 3

杉並区みどりの基本計画

令和 8 年 5 月

目次

第1章

みどりの基本計画とは P1

1-1 計画改定の背景と目的 ～みどりのことを、じぶんのことに～	2
1-2 計画の位置付け	3
1-3 計画期間と対象区域	4
1-4 「みどり」の定義	4

第2章

みどりの現状と課題 P5

2-1 みどりを取り巻く動き	6
気候危機への取組	8
生物多様性保全への取組	9
グリーンインフラの推進に向けた取組	10
コラム 杉並区気候区民会議	11
コラム 私たちの暮らしを守る生物多様性	12
コラム グリーンインフラの活用	13
コラム みどりとSDGs	14
2-2 杉並区のみどりに関する状況	15
2-3 課題の整理と改定の視点（方向性）	19
コラム 区民参加型の雨庭づくり	23

第3章

将来像と基本方針 P25

3-1 将来像	26
3-2 基本方針	29
3-3 指標	31
3-4 みどりに関する各制度の保全・指定方針	36
生産緑地地区の保全・指定方針	36
風致地区の保全方針	37
特別緑地保全地区の保全・指定方針	38

第4章

取組の内容 P39

4-1 取組体系	41
4-2 取組内容	43
基本方針Ⅰ みどりの充実	
Ⅰ-1 まとまりのあるみどりを継承する	44
Ⅰ-2 みどりを生活の中に取り込む	49
基本方針Ⅱ みどりの活用	
Ⅱ-1 みどりの機能を活かす	54
Ⅱ-2 みどりの機能を広げて生物多様性を育む	58
Ⅱ-3 連続するみどりにより機能を高める	61
基本方針Ⅲ みどりへの行動	
Ⅲ-1 みどりに関心を持ち学ぶ	64
Ⅲ-2 みどりに関する活動をする	68

第5章

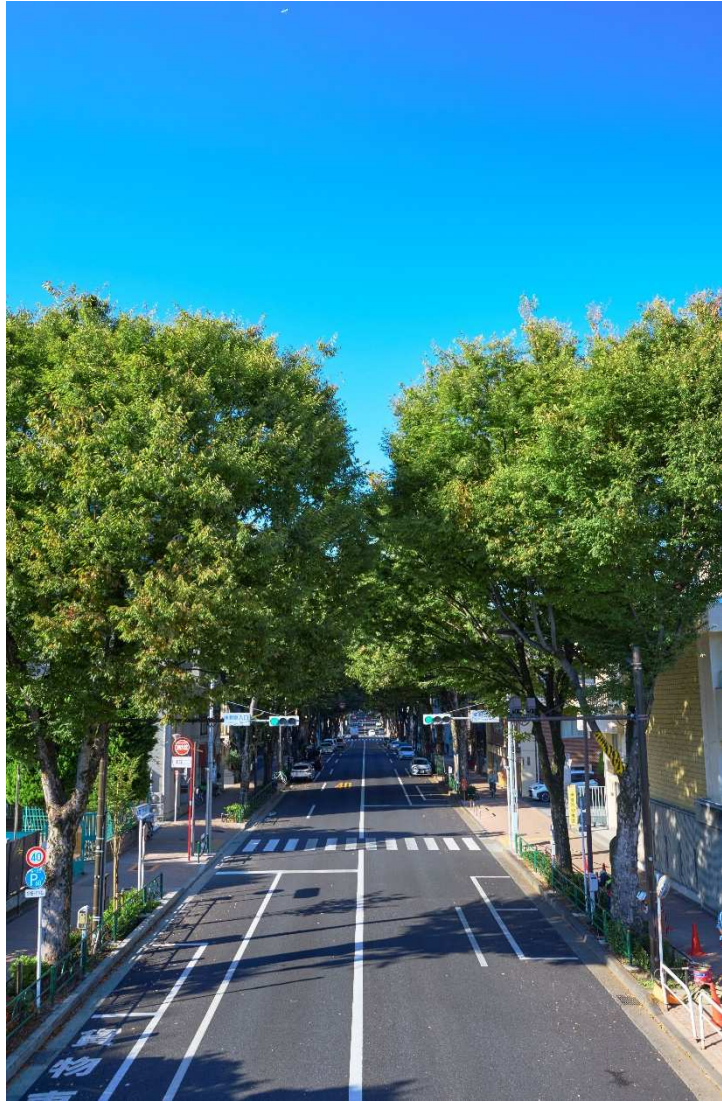
実現に向けて P71

5-1 区民・事業者・行政の役割	72
取組の推進体制と主体の役割	72
計画の進行管理	74
5-2 協働により実現するみどりのイメージ	75
「住宅街」「商店街」「屋敷林・農地」「公園」	
「学校」「河川」「道路」のみどり	

資料編 (別冊)

1 前計画の評価	資料-2
2 区民の意見調査の概要	資料-9
3 杉並区の概要	資料-13
4 杉並区のみどりの概要	資料-23
5 その他のみどりに関する方針・計画	資料-43
・杉並区みどりのベルトづくり計画	資料-43
・杉並区みどりのリサイクル計画	資料-54
・杉並区緑地保全方針	資料-63
・杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針	資料-85
6 杉並区のみどりの略年表	資料-109
7 計画の検討体制	資料-115
8 用語の説明	資料-120

本文中の*印が付記されている語句は、資料編の「用語の説明」に記載した語句の初出箇所を示しています（一部見やすさや前後の記述から対象としていない箇所があります）。



▲中杉通り

第1章 みどりの基本計画とは

1-1 計画改定の背景と目的

～みどりのことを、じぶんのことに～

1-2 計画の位置付け

1-3 計画期間と対象区域

1-4 「みどり」の定義

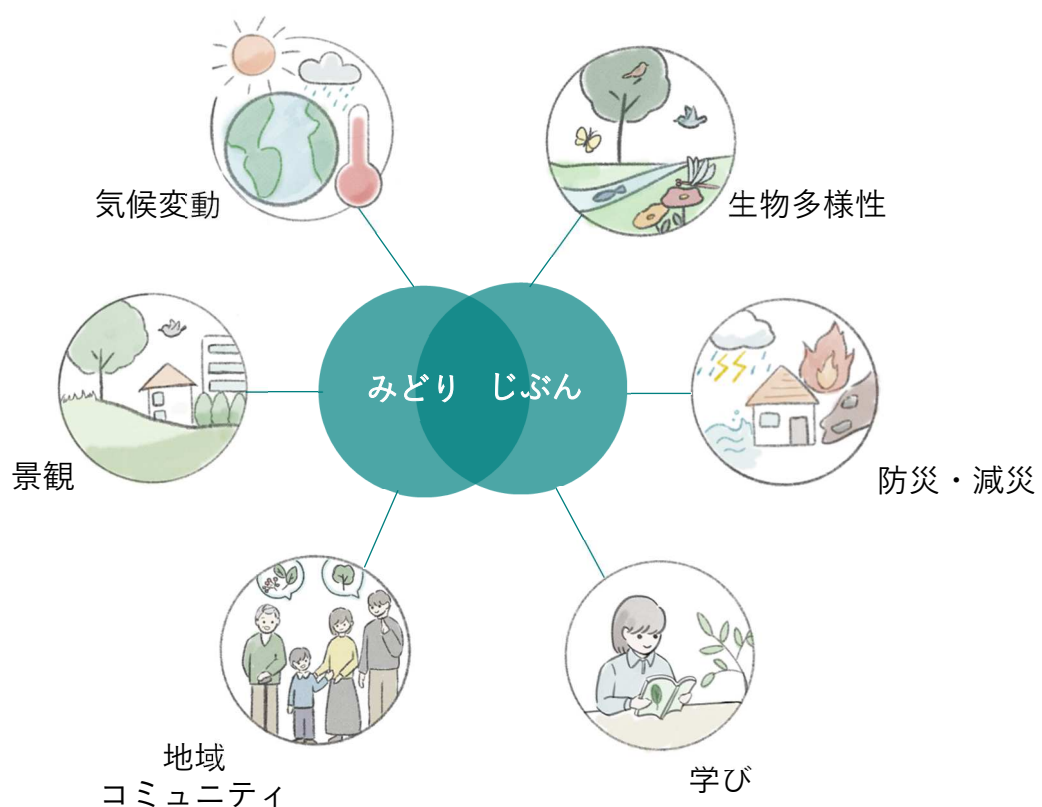
1-1 計画改定の背景と目的 ～みどりのことを、じぶんのことに～

私たちのまちは、住宅都市でありながら豊かな自然と身近なみどりに恵まれています。みどりは、気候変動の緩和、生物多様性*の保全、景観形成、防災・減災など、都市に欠かせない役割を果たすとともに、地域コミュニティの絆を深め、心理的な癒しや、環境教育の場としても重要です。また、ゼロカーボンシティ*の実現に向け、CO₂吸収の視点からもみどりの役割がより一層重要となっています。

近年では、都市の防災性や快適性を高め、持続可能なまちづくりを進める「グリーンインフラ」*の考え方が注目され、みどりの持つ多面的な機能を最大限に活用していくことが求められています。一方で、ライフスタイルの変化や住宅密度の上昇などにより、みどりが区民の暮らしの中へ十分に取り入れられていないという課題も見受けられます。

また、平成22年（2010年）に「杉並区みどりの基本計画」（以下「本計画」という。）を改定して以降、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理や、都市農地の計画的な保全の推進などを目的とした平成29年（2017年）の都市緑地法*の改正、令和6年（2024年）の国の「緑の基本方針」*策定など、区のみどり施策を取り巻く状況も大きく変化しています。

こうした背景を踏まえ、専門家の知見に基づく助言を受けるとともに、広く区民等から意見聴取を行った上で、本計画を改定しました。改定した本計画では、区民一人ひとりがみどりの重要性を「じぶんごと」として認識し、身近な環境の向上に向けて行動を起こすことで、緑地の保全と緑化を総合的に進め、区民・事業者・行政が協働して、みどりの価値を次世代へ継承することを目指します。

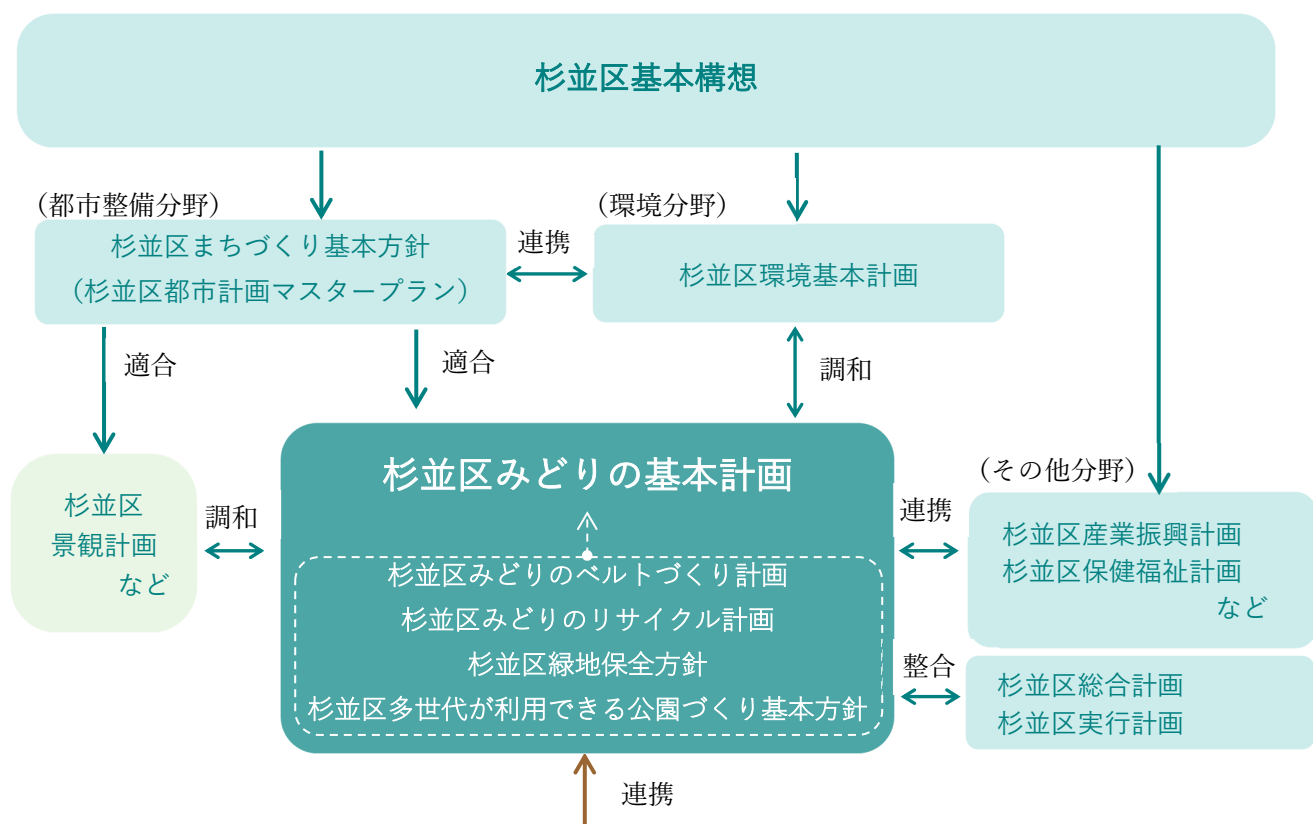


1-2 計画の位置付け

本計画は、「都市緑地法」及び「杉並区みどりの条例」に基づき、都市のみどりを守り、育て、未来へつないでいくための将来像や方針などを示す「みどりの未来図」となる基本計画です。

区の最上位計画である「杉並区基本構想」*に示された目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するため、部門別の個別計画として策定し、みどりに関する以下の方針等を包含するものとします。

方針・計画名	概要
杉並区みどりのベルトづくり計画 (平成17年(2005年)1月策定)	区内の公園緑地・道路や、屋敷林・農地などのみどりを活用しながら「帯状のみどり空間」を形成するための計画。
杉並区みどりのリサイクル計画 (平成17年(2005年)1月策定)	剪定枝・落ち葉等の植物発生材を資源として利用することで、環境に負荷を与えないまちを実現するための計画。
杉並区緑地保全方針 (平成26年(2014年)9月策定)	屋敷林や農地など民有地のみどりを貴重なみどりとして重点的に保全するための効果的な取組を定めた方針。
杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針 (平成31年(2019年)1月策定)	公園施設の再配置等による公園機能の見直しを図りながら、多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するための方針。



【国】 緑の基本方針、国土形成計画（全国計画）、首都圏広域地方計画 など

【東京都】 緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針、東京グリーンビズなど

1-3 計画期間と対象区域

計画期間 令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで

みどりの生育や環境の変化については、長期的な視点が不可欠であることから、概ね 20 年後の未来を展望しながらも、「杉並区まちづくり基本方針（杉並区都市計画マスタープラン）」*等との整合を図るため、令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とします。ただし、まちづくりの進捗状況や社会経済環境の変化などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

対象区域 杉並区全域（3,406ha）

1-4 「みどり」の定義

本計画では、樹林、樹木、生け垣、草花といった植物に限らず、植物が育つための土地や水などの自然環境、加えて、そこに生息する動物などの生きものも含めて「みどり」と定義します。

